



「ねんきん特別便」

「ねんきん特別便」について、平成19年12月から平成20年3月までに基礎年金番号に記録が結びつくと思われる方に送付し、その他の方々には4月から10月までに送付することになっていますが、社会保険庁に届出しています住所・氏名宛に送付されるため、届出が済んでいない方には大切な「ねんきん特別便」を送付することができません。

住所や氏名に変更がある方は、お手数ですが以下の手続きをお願いします。

- 国民年金第1号被保険者 → 役場年金窓口
- 年金受給者 → 函館社会保険事務所、または役場年金窓口
- 厚生年金加入者 → 厚生年金加入者の勤務先
- 国民年金第3号被保険者 → 厚生年金加入者の勤務先

※手続きの際には、国民年金手帳、または基礎年金番号通知書、年金受給者は証書を持参してください。

「ねんきん特別便」の内容の確認と回答について

「ねんきん特別便」は、社会保険庁が把握している加入記録をお知らせしています。

ご自身の記録に漏れがないか十分に確認し、訂正がない場合には同封の「確認はがき」を、訂正がある場合には「年金加入記録照会票」を必ず提出してくださるようご協力願います。

国民年金保険料の免除申請を忘れていませんか？

国民年金保険料を納付することが困難な方は免除等制度（全額免除、一部納付（一部免除）、若年者納付猶予、学生納付特例）をご利用ください。

保険料を未納のままにしておくと、次のようなことになる場合があります。

将来、受け取る年金が減額、場合によっては受け取れない。

不慮の事故で障害状態になった場合、障害年金が受け取れない。

万が一、亡くなられた時に遺族が遺族年金を受け取るできない。

免除の対象となる所得のめやすは下記のとおりです。

（全額免除・一部納付は本人、配偶者、世帯主の前年所得、若年者納付猶予は本人・配偶者の前年所得、学生納付特例は本人の前年所得が審査対象となります）

なお、失業等の理由で納付することが困難な場合は、その事実が確認できる公的機関の証明（雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票等の写し等）を添付してください。

（失業された方の前年所得が審査対象外となります）

申請をご希望される方は、**至急**、お住まいの市（区）町村の国民年金担当窓口又は最寄の社会保険事務所へご相談下さい。

案内

盲導犬宿泊

体験セミナー

財団法人北海道盲導犬協会では、次のとおり「盲導犬宿泊体験セミナー」を開催しますので、対象者は参加してください。

日時 3月22日(土)午後1時～23日(日)午後2時まで

会場 財団法人北海道盲導犬協会(札幌市南区南30条西8丁目1-1)

内容 盲導犬との体験歩行、管理体験、交流会

対象 18歳以上で、障害等級1



級もしくは保有視力による単独歩行が困難な視力障害者と同伴者7名
費用 参加費2千円

※ 3月14日(金)まで同協会へ詳しくは財団法人北海道盲導犬協会(☎011-582-8222)へお問い合わせください。

法改正

4月から

パートタイム労働法施行

「改正パートタイム労働法」が今年4月1日から施行されますので、その改正されたポイントをご紹介します。

【禁止される事項】

● 通常の労働者と職務の内容、人材活用の仕組みや運用など契約期間のすべてが同じパート労働者について、その待遇を差別的に取り扱うこと

【義務化される事項】

● 雇入れの際に「昇給」「退職」「賞与」の有無を明示した

文書等を交付すること
● パート労働者から申し出があった場合、待遇の決定に考慮した事項を説明すること

● 職務に必要な教育訓練を通常の労働者と同様に行うこと

● 給食施設、休憩室、更衣室の利用機会を提供するよう配慮すること

● 通常の労働者への転換推進のための措置を講じること

【努力義務化される事項】

● 通常の労働者との均衡を考慮し、パート労働者の賃金を職務内容、成果、意欲、能力、経験等を勘案して決定すること

● 通常の労働者と比較してパート労働者の職務内容と一定期間の人材活用の仕組みや運用が同じ場合、その期間の賃金を同じ方法で決定すること

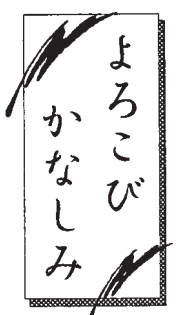
● その他の教育訓練について職務内容、成果、意欲、能力、経験等にに応じて実施すること

● 労働者からの苦情は事業所内で自主的に解決を図ること

詳しくは北海道労働局雇用均等室(☎011-709-2715)までお問い合わせください。

町の人口・世帯

住民基本台帳12月末現在
男 1,778人 (+3)
女 1,730人 (-4)
計 3,508人 (-1)
1,671世帯 (+3)
()は前月末比較増減



ご冥福をお祈りします

おなまえ 松平 寛 西澤 スミエ
年齢 満60歳 満76歳
住所 字奥尻 字青苗

(平成19年12月11日から平成20年1月10日まで・敬称略)



「守ろう! 確かめよう! この最低賃金」

北海道最低賃金

時間額 654円
平成19年10月19日発効

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働く全ての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用される北海道(地域別)最低賃金が左のとおり改正されています。

北海道労働局 労働基準監督署(支署)

編集後記

▼ 新年を迎えてから早いもので1カ月が過ぎました。「今年はいつもの年と比べて雪が少ないようだ」という声が多聞かれますが、奥尻の冬は2月が最も積雪が多く、風や冷え込みも強まりますので、まだまだ安心はできません。除排雪作業の安全はもちろん、落水雪事故や交通事故、海への転落事故などにはくれぐれもご注意ください。(総務課情報サービス係)